

令和4年12月27日招集

12月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度12月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年12月27日(月) 午後2時30分から午後3時09分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (30人)

農業委員

1番	首藤正男	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
4番	虎澤栄三	8番	平野榮治	9番	阿部信行
7番	成田誠一	10番	佐藤英一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	18番	渡部藤四夫
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	21番	間宮一
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	24番	吉田浩
22番	草野伸一	23番	増井勝		

農地利用最適化推進委員

2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	6番	笠原綱生
5番	長井範親	9番	高井利明
8番	田中隆市	12番	武田要一郎
10番	原田秀一	11番	堀内多計司

4 欠席委員 (6名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第68号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤和弘	事務局次長	坂井靖彦	事務局次長補佐	小沢昌己
北区事務所長	高橋明彦	秋葉区事務所長	嶋倉明彦		

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度12月定例総会を開会いたします。</p>
<p>14:30</p>	<p>2番 田村良雄委員、3番 若林清廣委員、11番 高橋潤一委員、15番 平原大悟委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>出席委員は24名中20名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
	<p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p>
	<p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は21番 間宮一委員、22番 草野伸一委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、</p>
	<p>追加議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p>
	<p>議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p>
	<p>議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p>
<p>農地係長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p> <p>北区部会長 職務代理者</p>	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で5件、秋葉区で2件、南区で5件、西区で3件、西蒲区で8件の計24件です。</p> <p>次に議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、秋葉区で1件、南区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で10件、秋葉区で1件、西区で5件の計17件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は44件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長職務代理の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の2件は、去る12月23日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第70号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第67号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p>
-----------------------------------	---

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>転用者は申請地の隣接地で自動車の部品等を買取り、販売をしていますが、敷地が不足したため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。 それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の16件は、去る12月23日に審査を行いました。 まず、議案第70号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書3ページをご覧ください。 「中1号」、「中2号」は、息子に贈与するものです。 「中3号」、「中4号」、「中5号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 以上、農地法第3条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。 続きまして、議案第66号農地法第4条許可申請についてです。 12ページをご覧ください。 「中1号」は、貸露天駐車場敷地に転用するものです。 転用者は、業務拡大によって駐車場敷地が不足していることから、申請にいたりました。 農地区分は第2種農地で、土地改良区除外地です。 雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。 続きまして、議案第67号農地法第5条許可申請についてです。 16ページをご覧ください。 「中1号」は、現場事務所及び露天資材置場敷地に一時転用するものです。 転用者は、本市発注の市道電線共同溝工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため、申請にいたりました。 雨水は自然浸透させ、汚水は仮設トイレを設置するなど、周辺農地</p>
---------------------------	---

	<p>に影響はありません。</p> <p>「中2号」は、コンビニエンスストア建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の隣地でコンビニエンスストアを運営していますが、店舗の老朽化による建替え及び、駐車スペースの拡張のため、申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中3号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、近隣に学校のある当該地に住宅を新築するため、申請にいたりしました。</p> <p>「中4号」は、障がい者グループホームを建築するため、申請にいたりしました。</p> <p>両者とも農地区分は、第3種農地で土地改良区除外地です。</p> <p>雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>「中5号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、実家となりに個人住宅を建築するため申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第1種農地ですが、住宅であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中6号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の近隣に事務所があり、職員及び来客用駐車場が不足しているため、申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で土地改良区除外地です。</p> <p>雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中7号」は、居宅介護施設敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、本市から採択された居宅介護施設を建築するため、申請にいたりしました。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。雨水は土地改良区の排水路へ、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「中8号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p>
--	--

<p>議長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>転用者は、「父親から使用貸借する申請地」と「隣接する宅地」で住宅を建設するため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>「中9号」は、使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、実家近くの申請地に農家住宅を建築するため、申請にいたしました。</p> <p>「中10号」は、共同住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、需要が見込める当該地でアパート経営を行うため、申請にいたしました。</p> <p>両者とも農地区分は、第1種農地ですが、住宅であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、23日に審査いたしました。</p> <p>まず、議案第70号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」「秋2号」ともに規模拡大を原因として譲受人が売買を申入れたことにより、譲受人が農地の所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第66号農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、自己が所有する田に農舎及び格納庫建築を目的として転用するものです。</p> <p>また、本件所在地は農振農用地内の施設用地に指定済みで、許可可能です。</p> <p>次に、議案第67号農地法第5条許可申請についてです。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長 職務代理者</p>	<p>議案書19ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、自己が所有する社宅敷地の拡張を目的として転用するものです。</p> <p>本件は土地改良区域内の第1種農地と判定されますが、例外許可の対象となります。</p> <p>以上、農地法第3条2件、農地法第4条並びに第5条各1件の計4件申請について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長職務代理の田中でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は6件で、去る12月23日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページ7ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、あっせんの申し出を受け、譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>続いて、「南2号」は、規模拡大を図りたい譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>続いて、「南3号」と「南4号」は、農地を集積したい譲受人が、お互いの農地を交換により所有権を取得するものです。</p> <p>続いて、「南5号」は、隣地を耕作している譲受人が、贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第66号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、自己所有の農地を個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、独立を考え実家の隣にある申請地に戸建て住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。</p>
-----------------------------------	---

<p>議長</p> <p>西区部会長</p>	<p>以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第4条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>それでは報告をいたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号及び3号」は、農地を売買によって、「西2号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>いずれも、譲渡人の労働力不足や、譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>議案第67号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、営農型太陽光発電設備設置敷地として、パネル支柱部分を一時転用するもので、引き続き、3年間の一時転用を行います。</p> <p>下部農地では、「牧草」を作付しており、営農条件も変更はありません。</p> <p>「西2号」は、集出荷施設建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、業務拡大により、既存の施設だけでは手狭であるため、申請にいたりました。</p> <p>農業用施設の用に供することから、例外的に許可できるものです。</p> <p>雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「西3号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の隣で、塗装業を営んでおり、従業員や来客用駐車場が不足しているため、申請にいたりました。</p> <p>必要に応じ土留めを設置するなど、周辺農地に影響はありません。</p>
------------------------	--

	<p>「西4号」は、農家住宅建築敷地などに転用するものです。転用者は、実家近くの申請地に農家住宅を建築するため、申請にいたりました。</p> <p>排水設備を設置するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「西5号」は、社会福祉施設建築敷地に転用するものです。転用者は、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設を建築するため、申請にいたりました。</p> <p>排水設備やフェンスを設置するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
西蒲区部会長	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の8件は、去る12月23日に審査を行いました。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」及び「蒲3号」は、離農を考えた譲渡人が、農地を処分するため贈与するものです。</p> <p>「蒲2号」は、同一世帯内の父から子へ贈与するものです。続きまして、議案書10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>「蒲4号」及び「蒲6号」は、農業者年金継続受給のための使用貸借権の再設定です。</p> <p>「蒲5号」及び「蒲7号」は、譲受人が規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。</p> <p>「蒲8号」は、譲渡人が、耕作不便となっている農地を贈与するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の</p>

議 長	<p>報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 7 0 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 1 2 ページ、議案第 6 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 5 ページ、議案第 6 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>なお、議案書 2 1 ページ、西 5 号については、3, 0 0 0 m²を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>西 5 号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊の議案第 6 8 号 新潟市農用地利用集積計画の決定に</p>

<p>農政振興係長</p>	<p>ついて、</p> <p>議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、 に関しては、議事の都合上、議案第69号から審議を進めること とし、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第69号 新潟市農用地利用集積計 画の取消しについて提案いたします。</p> <p>すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>A4横の1枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和4年度10月定例総会においてご 承認いただきました、議案第58号、売買、南、1号です。</p> <p>取消理由は、定例総会后、譲渡人が死亡し、所有権移転登記がで きないことが判明したことを受け、譲渡人の相続人・譲受人から新 潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。</p> <p>今後につきましては、相続の完了後、改めて売買の手続きを行う とのことです。</p> <p>既に相続が完了し、改めて売買の申出がありました。こちらにつ きましては、この後ご審議いただく、議案第68号の93ページ、 売買、南、5号となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入 ります。</p> <p>議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、 原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。</p> <p>次に、議案第68号 新潟市農用地利用集積計画の決定につい て、事務局より説明をお願いします。</p>

農政振興係長

引き続き、農政振興係の和田です。議案第68号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。

最初に、議案の取り下げについて説明します。本日机上に配布させていただきました、正誤表をご覧ください。

資料別冊の43ページ、新規の利用権設定中20号、及び、49ページの利用権の更新中24号について、ほ場整備事業の関係で、1月総会案件で中間管理事業を活用する予定となっていた農地について申出を行っていたことが判明したため、譲受人・譲渡人の双方から取り下げ書の提出がありましたので、それぞれの案件を正誤表のとおり取り下げることにします。

それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

それでは、お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」と差し替え用資料をご覧ください。

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。

差し替え用資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和4年12月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区73件、中央地区22件、秋葉区26件、南区36件、西区7件、西蒲区42件、合計で件数206件、面積1,117,169㎡です。

次に、所有権移転の売買について、北区7件、中央地区9件、秋葉区2件、南区6件、西区11件、西蒲区16件、合計で件数51件、面積196,150㎡です。

次に、所有権移転の交換について、西蒲区2件、面積2,643㎡です。

続いて2ページ、利用権の更新について、北区95件、中央地区35件、秋葉区65件、南区50件、西区15件、西蒲区27件、合計で件数287件、面積1,713,927㎡です。

詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。

新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、取り下げ分も含めて4ページから122ページのとおりです。

続いて、利用権の移転については123ページから129ページ

	<p>のとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、130ページ、令和4年12月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区7件、中央地区27件、秋葉区2件、南区19件、西区153件、西蒲区42件、合計で件数250件、面積1,396,605㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、133ページから185ページのとおりでです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、186ページのとおりで農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年1月17日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第68号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:09</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度12月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
